

アメリカ合衆国の移民政策と同化主義

——アンゲロ準拠主義の下での多様性——

江
口
隆
裕

1 はじめに

(1) 本稿の目的

何人も、どの国の国民として生まれるかは選べない。ある国の国民であるということは、個人にとっては与件であり、運命である。どの国で生まれたかによって、話す言葉も、文化や習慣、伝統も、さらには肌の色も異なってくる。国によって大きく違う経済力は、そこで暮らす人々の生活水準に大きな違いをもたらし、豊かさを享受する国民もいれば、飢餓に苦しむ国民もいる。さらに、ある国の国民であるというだけでテロの標的となることもある。二〇二〇年には、世界中に流行した新型コロナウイルスの蔓延を防ぐため国境を閉鎖した国が相次いだ。閉鎖のメルクマーは国民かどうかであり、閉鎖された国内で多くの死者が出た国がある一方、死者が少なく済んだ国もある。このように、ある国の国民であるということによって、人々はあらゆる面で影響を受け、それが生死に関わることもある。しかし、ある国の国民であるという運命を変える方法がある。それが帰化 (naturalization) である。帰化とは、個人の意思によってほかの国の国籍を取得し、その国の国民になることであり、これによって、出生とともに与えられた国籍を変更し、希望した国の国民となることができる。ただし、帰化が実現するためには、その者を国民にすることを受入国が認めなければならない。

どのような者に帰化を認めるのか、すなわち帰化要件の内容をどう定めるのかは、もっぱらそれぞれの国の判断に委ねられている。また、帰化要件をどこまで具体的に定めるのかについても、アメリカ合衆国のように法律で詳細に帰化要件を定めている国がある一方、日本のように帰化要件の詳細を明示せず国家の大幅な裁量に委ねている国もあ

る。前者の場合、詳細かつ具体的な帰化要件は、その国の国民となるために必要な条件を具体的に示したものであり、その国が求める国民の姿を示したものである。国家を国民の総体と考えれば、それは、その国の姿を表したものとみることができる。

筆者はこれまで、外国人受入政策のあり方として、同化主義 (assimilationism) と多文化主義 (multi-culturalism) を対比させ、前者の代表例としてフランスを、後者の代表例としてシンガポールを取り上げて、それぞれの内容及び特質等を論じてきた。⁽¹⁾⁽²⁾ 本稿では、フランスと同じく同化主義の立場に立つアメリカ合衆国を取り上げ、その帰化政策及びその前提となる移民政策の概要について検討する。

なお、本稿では、「移民」を「他の国からある国 (アメリカ合衆国) に移り住むこと、又は移り住む者 (移入民)」⁽³⁾ という意味で用いる。

(2) 同化の意味

ここで、同化 (assimilation) の意味について述べておきたい。同化とは、一般には、「異なる性質・態度・思想などを感化して同じにさせること」⁽⁴⁾ と理解されているが、本稿では、「ある国 (出身国) から他の国 (受入国) へと移住した者 (受入国にとっては外国人) について、出身国の文化、価値観等を放棄し (させ)、受入国の文化、価値観、社会制度、憲法的秩序等を受け入れる (させる) こと」と定義しておく。

ここで、社会学の立場からアメリカ合衆国における同化について論じたミルトン・M・ゴードンの見解⁽⁵⁾を紹介する。ゴードンは、同化の意味を、①文化的形態の受入社会への転換を意味する「文化的又は行動上の同化 (cultural or behavioral assimilation) (以下単に「文化的同化」という。)」(文化的変容 (acculturation) と同じ)。⁽⁶⁾ ②家族、近隣

レベルでの受入社会の仲間、組織、制度への大規模な加入を意味する「構造的同化 (structural assimilation)」、③大規模な異民族婚 (intermarriage) を意味する「結婚の同化 (marital assimilation)」、(混血 (amalgamation) と同義)」、④受入社会のみに基づいた民族の感覚の発達を意味する「アイデンティティーの同化 (identification)」、⑤偏見がない状態を意味する「受容態度の同化 (attitude receptional assimilation)」、⑥差別がない状態を意味する「受容行動の同化 (behavior receptional assimilation)」、⑦価値や権力の衝突がなく、「市民的同化 (civic assimilation)」の7つに区分した⁶⁾。その上で、文化的同化に続いて構造的同化が起きると、他の同化もこれに続くようになり、その結果、独立した存在としての移住民族の消滅と固有の価値の消失が起き、さらに、受容態度や受容行動の同化によって、移住民族に対する偏見や差別がなくなるであろうという仮説を立てている⁷⁾。

帰化政策を考察するという本稿の目的からは、ゴードンの7つの同化のうち、特に①の文化的同化と⑦の市民的同化が検討の対象となる。なぜなら、ある国に帰化するための要件として外国人に何を求めるのかという観点から考えると、文化的同化と市民的同化に関連する知識と理解があるか、そしてその背景にある社会的規範、さらに憲法を頂点とする法的規範の根本にある価値に同意するかが法制度上の現実的課題となるからである。

なお、これら以外の同化のうち、②構造的同化は、それが任意的な組織・制度への加入を意味するのであれば帰化要件になじまず、強制的な組織・制度への加入を意味するのであれば帰化要件とする必要はない。また、③結婚の同化については、個人レベルでは当事者間の合意が基本となるべきものである。さらに、④アイデンティティーの同化は、個人レベルではなく民族レベルの問題であり、⑤受容態度の同化と⑥受容行動の同化は、移民を受け入れる側の国民の態度・行動の問題である。

(3) アメリカ的同化としてのアングロ準拠主義

ゴードンは、(2)で述べた同化の分析をした上で、アメリカ合衆国における同化の意義について述べている。すなわち、アメリカにおける同化の哲学ないし目標の体系は、おおよそ3つの軸に分けられるとして、アングロ準拠(Anglo-conformity)・メルティング・ポット(Melting pot)及び文化的多元主義(Cultural pluralism)を挙げている。⁽⁸⁾このうちのアングロ準拠主義とは、移民の祖先の文化を完全に放棄し、アングロサクソンのコア・グループである白人でプロテスタントの中産階級の価値観と行動を選択することを求めることをいい、メルティング・ポットは、アングロサクソン民族と他の移民グループとの生物学的結合と、それによるそれぞれの文化のアメリカ固有の文化への融合を意味し、文化的多元主義とは、アメリカ国籍とアメリカ社会への政治的、経済的統合の文脈の中で、後発の移民グループのコミュニティと文化の重要な部分の保全を要求することだとする。⁽¹⁰⁾

そして、これら3つの軸の中心となるアングロ準拠主義の中核は、イギリスの制度(アメリカ革命で修正されたもの)や英語及びイギリス志向の文化様式をアメリカにおける生活の支配的で標準的なものとするにある。⁽¹¹⁾このアングロ準拠主義が支配的になった理由として、一八八〇年代以降、南欧や東欧からの移民が急増する状況にあって、アングロサクソン民族であるという従来からのロマンチックな観念と、二十世紀初頭の一般的な自民族中心主義(ethnocentrism)、初歩的な遺伝学の知識、都合のいい進化論の解釈及び初期の粗雑な人類学とが結びつき、イギリス人、ドイツ人その他の早くから入植した移民が長身で、金髪で、青い目の優れた民族を造り上げたという思想が生まれたことに加え、黒髪のアルプス人や地中海人など東欧や南欧の劣った種の人々がアングロサクソンの伝統的な血統や文化を脅かすのではないかという考えが広く流布された当時の社会状況の存在を指摘する。そこで、東欧や南欧か

らの移民をアメリカ民族の一部として取り込み、その子ども達にアングロサクソンの価値観や法秩序を教え込むことが必要だとされた。¹²⁾

その後、第一次大戦で同じアングロサクソンに属するドイツ人と戦い、アメリカなどの連合国側が勝利を収めた結果、アメリカ国内ではアメリカ主義 (Americanism) が席卷し、ドイツ系アメリカ人をはじめとする外国系のアメリカ人に対し米国への一〇〇%の忠誠を求めべきだとする世論が高まった。政府も、これら移民に対し、英語を学び、帰化を申請し、戦債を購入することを求めたとされる。¹³⁾

このようにして、米国の移民政策は、アングロ準拠を基本に進められることになった。以下、米国の移民政策の経緯と帰化制度の現状について、法制度を中心により具体的な検討を行う。¹⁴⁾

2 米国の移民政策の経緯と現状

二〇一七年、メキシコとの国境に壁を作るという共和党のトランプ大統領の過激な移民政策が世界の注目を浴び、批判的となった。しかし、以下で述べるように、米国では、移民受入れのあり方について、建国前から様々な議論があり、実際に多くの差別的政策がとられてきたのである。本稿では、主にジョン・F・ケネディが上院議員時代の一九五八年に著した「移民の国」¹⁵⁾を中心に、米国の移民政策の経緯を振り返る。ケネディは、大統領になった後の一九六三年に同論文に手を加え、その後間もない同年十一月二十二日にテキサス州ダラスで暗殺された。同論文の内容は、人種に基づいた移民の国別割当制度を見直すべきだという自らの政策を主張するために書かれたものだが、米国の移民政策の歴史を知る上でも必読の書である。

(1) 米国における移民政策の経緯

(ア) 自由な移民受入政策とその転換

一六〇七年にイギリスの開拓者がヴァージニアに入植して以降、イギリスだけでなく、ドイツ、フランスなど主に西欧や北欧の国々から多くの人々が移民としてアメリカに入植した。その理由は、第一に、メイフラワー号でイギリスから逃れてきたピグリム教徒のように、宗教の自由を求めるためであった。第二には、政治的な弾圧から逃れるためであった。フランス革命をはじめとする様々な革命がヨーロッパで起き、又は失敗するたびに、政治的弾圧を逃れて多くの人がアメリカに逃げ場を求めた。第三に、富を求め、又は貧困から逃れるために、新大陸を目指した人々があった。その結果、一六〇七年以降四二〇〇万の人々がアメリカに移住し、その三五〇年後には二億人の人口を擁する国になった。⁽¹⁶⁾

独立戦争前の一七四〇年には帰化法が成立し、植民地アメリカの外国人、特にユダヤ人にイギリス国籍を与えることにした。⁽¹⁷⁾ 独立後の一七九〇年には、帰化の統一的規則を確立する法律(以下「一七九〇年帰化法」という。)⁽¹⁸⁾ が制定された。この法律は、国内に二年間居住している「自由な白人 (free white person)」は帰化を申請できるとし、良き道徳性を帰化の要件とした。一七九五年には法律が改正され、⁽¹⁹⁾ 居住要件が五年に延長されている。

一七九七年には、自由な移民政策は、国が新しく住民が少ないときには良いが、今やアメリカは成熟し、人口も十分に増えたので、移民は止めるべきだという意見が議会で出されるようになった。このため、一七九八年には、連邦議会で外国人及び反政府法 (Alien and Sedition Act)⁽²⁰⁾ が成立し、合衆国の平和と安全にとって危険な外国人を排除する権限を政府に認めるとともに、帰化のための居住要件を十四年に延長した。⁽²¹⁾ その後、一八〇二年の帰化法で居住要

件は五年に短縮されている。⁽²²⁾

(イ) アジア人の排斥と移民規制の強化

一八八二年には、黄禍論を背景に、中国人排斥法⁽²³⁾が議会を通過した。それまで、中国との協定によって、中国人は自由で制限のない米国への移民を保障されており、彼らは建設労働などで社会に貢献した。しかし、低賃金労働に甘んじる中国人労働者がアメリカ人の労働を蝕んでいるとの批判が強まり、中国からの移民は完全に禁止されることになった。⁽²⁴⁾

一八九一年には、帰化法が改正され、一夫多妻主義者、伝染病罹患者、道徳的非行で有罪判決を受けた者が帰化の欠格事由とされた。⁽²⁵⁾ 一九〇一年にマッキンリー大統領が無政府主義者によって暗殺された事件を受け、一九〇三年に帰化法が改正され、無政府主義者や暴力・武力で政府を転覆しようとする者、政府職員の暗殺を謀る者などの入国が禁止された。⁽²⁶⁾

一八九七年、議会は、成人の移民に対する基礎学力テスト (Hierarchy Test) などを導入する法律⁽²⁷⁾を通過させた。これに対し、歴代の大統領は、基礎学力は教育の機会の問題であり、個人の能力や市民としての潜在能力の問題ではないとして拒否権を発動し続けたが、第一次世界大戦を背景に議会がウィルソン大統領の拒否権を覆し、一九一七年に法律として成立した。⁽²⁸⁾ この学力テストは、母国語で30語から40語の文章を読めるかどうかをテストするもので、文盲などの排除を目的としていた。

日本や韓国などアジアから流入した移民が低賃金で働くためアメリカ人労働者の賃金水準を引き下げているという批判の高まりを受け、日本政府は、一九〇七年から八年にかけて、日本から米国に直接行く労働者にはパスポートを発

給しないという紳士協定を米国と結んだ。しかし、西海岸の移民排斥論者はこれに納得せず、一九一三年には、カリフォルニア州が、日本人の農業用地所有を実質的に禁止する外国人土地法を制定した。⁽²⁹⁾

(ウ) 国別割当制度の導入

一九一八年に第一次世界大戦が終わると大量の移民が米国に押し寄せた。このため、米国が移民を受け入れるキャパシティは限られており、移民の数を制限すべきだという世論が高まり、一九二一年に緊急移民制限法が成立し、緊急国別割当制度 (emergency quota system) が導入された。出身国制度 (national origins system) と呼ばれるこの制度は、各国からの受入移民数を一九一〇年の国勢調査に基づく米国居住の当該国出身者総数の3%以内に制限し、かつ、毎年の受入移民総数を決めるというものであり、この受入移民総数は三十五万七千人とされた。この制度は、早くから米国へ移住してきた西欧や北欧から多くの移民を受け入れ、それまで移民が少なかった東欧や南欧、アジアからの移民を制限することを狙っていた。⁽³¹⁾⁽³²⁾

一九二四年にはこの法律が改正されて出身国法となった。⁽³³⁾これは、一九二四年から二九年までの一時的な取決めとして定められたもので、一九二四年の国別割当数を一九一〇年ではなく一八九〇年に米国に住んでいたその国の出身者総数の2%以内に引き下げるとともに、受入移民総数も十六万四千人に引き下げた。⁽³⁴⁾同時に、アジア人排斥法が制定され、日本を含むアジアからの移民が禁止された。⁽³⁶⁾一九二九年には、世界恐慌が起る中で、この割当制度が恒久制度とされ、十五万七千人が毎年の受入移民数とされた。また、国別の割当数は、一九二〇年の米国人口に占める出身国別人数を基準とするように変更された。⁽³⁷⁾

この割当制度が導入された要因としては、①第一次大戦後の孤立主義、②アングロサクソンとゲルマンの人種的優

越性を主張する理論、③貧しい労働者は賃金水準を引き下げるといふ懸念、④ある国の人々は他の国の人々より法を守らないという考え、⑤外国のイデオロギーによる政府転覆に対する恐れ、⑥様々な慣習や習慣を持つ人々が多数入国することにより国民的、社会的統一や秩序が蝕まれるのではないかといふ懸念の6つが挙げられており、このような議論は今日でも聞かれるとする⁽³⁸⁾。しかし、ケネディは、このような考えは、移民の資格は生まれた国にかかわらずいという米国の伝統と原則に根本的に反するだけでなく、「すべての者は平等に造られた」という独立宣言にも反する⁽³⁹⁾と指摘する。

(エ) 国別割当制度の廃止と東側亡命者の受入れ

一九五二年に現行の移民国籍法が成立する⁽⁴⁰⁾。この法律は、それまでの移民に関する法律を集大成したものであり、同時に、中国人や日本人、韓国人その他の東アジアの人々に対する人種的な制限を廃止し、これらの国々に対する毎年百人の最低割当数を定めた。しかし、この法律では、国別割当制度は維持したままにし、同時に、家族の再統合(family reunification)を容易にする改正が行われた⁽⁴¹⁾。

一九五三年には、亡命者救済法⁽⁴²⁾が成立し、東西冷戦の下で、鉄のカーテンの向こう側から逃げてきた二十万人の人々の帰化を認めた。一九五七年にはハンガリーから三十万人の自由の闘士が入国を認められ、翌五八年には、これら移民のための特別な法律が作られた。さらに、一九六二年には、中国共産党から逃げてきた中国人の亡命者を受け入れるための法律⁽⁴³⁾が作られた。この時期、帰化制度は、東側に対抗する強力な非軍事的手段としての役割も果たしていたのである。

ケネディの死を受けて大統領に就任したジョンソンは、一九六五年に南欧やアジアの国々を差別することになる厳

格な国別割当制を廃止する法案に署名した。これによって、国別割当制度は、三年以上かけて段階的に廃止されることになった。⁽⁴⁴⁾同時に、この法律では、初めて西半球からの移民を制限することにした。その結果、それまではヨーロッパやカナダからの移民が多くを占めていたのに対し、一九七〇年代以降は、ヒスパニックやラテンだけでなく、アジアからの移民が急増した。⁽⁴⁵⁾

(オ) 不法移民対策の強化

一九九〇年、移民国籍法が改正され、毎年の移民の受入上限をそれまでの二十七万人から六十七万五千人（法施行後の三年間は七十万人）に緩和するとともに、専門性や技能に応じた五段階のビザ制度、家族の再統合を容易にする移民制度を導入した。また、宗教、信条、政治的結社を理由として米国から排除することを禁止し、同性愛を移民の欠格条項から除外した。⁽⁴⁶⁾⁽⁴⁷⁾

一九九六年、クリントン大統領が不法移民改革及び移民責任法（以下「一九九六年法」という。）に署名し、これによって、不法移民対策が強化され、国境警備隊と移民帰化局の権限が強化された。⁽⁴⁸⁾

二〇〇一年九月十一日、同時多発テロが発生する。翌十月、米国愛国者法が成立し、テロに関与した疑いのある移民に対する政府の調査・拘留権限の強化等がなされた。二〇〇二年、政府機関を再編して国土安全保障省（Department of Homeland Security (DHS)）が創設される。移民帰化局の関係では、テロの予防及び対策を所管することになった。⁽⁴⁹⁾

(カ) 政権交代と移民対策の変化

二〇一〇年、外国人未成年者のための発達、救済及び教育法 (DREAM Act) が上院でわずか 5 票差で否決された。この法律は、不法滞在の親と一緒に米国に来た十六歳未満の子が国外退去にならないようにし、一定の要件を満たせば市民権を取得できるようにするというものであった。これに対抗し、民主党のオバマ大統領は、十六歳になる前に米国に来た不法移民の子について二年間は国外退去を行わず、仕事にも就けるようにするため、行政措置として、子どもの入国に対する延期決定 (DACA)⁵³ を出した。⁵⁴

二〇一七年一月、メキシコとの国境に壁を作ることを選挙戦で主張した共和党のトランプ大統領が誕生すると、7 つのイスラム国—イラン、イラク、リビア、ソマリア、スーダン、シリア及びイエメン—の国民の米国への入国を九十日間禁止するなどの行政命令を出した。同年九月には、トランプ大統領が、DACA を 6 月以内に終了させる決定をした。これに対し、連邦判事が反対の判決を出したが、DACA の今後は、不確実なままとなっている。⁵⁵

(2) 現行の移民政策

(ア) 自給自足の原則

アメリカ合衆国の移民国籍法は、「福祉と移民に関する国家政策の声明」と題して、次の条文を置いている。

○福祉と移民に関する国家政策の声明 (合衆国法典第一六〇一条)

議会は、福祉と移民に関する国家政策に関して以下の声明を発表する。

(1) 自給自足 (self-sufficiency) は、この国の最も早い移民法以来、合衆国移民法の基本原則となっている。

(2) 以下は、合衆国の移民政策であり続けている。

(A) 国家の境界内にいる外国人は、そのニーズを満たすため、公共の資源に依存せず、むしろ自らの能力並びにその家族、支援者及び民間組織の資源に頼ること。

(B) 移民は、公的給付 (public benefits) を利用するために合衆国に来るのではないこと。

これに続けて、この声明では、自給自足の原則にもかかわらず、外国人の公的給付の受給が著しく増加していること、移民政策に従って外国人が自立するための資格要件等に関する新しいルールを制定し、公的給付の利用によって生じる不法移民のインセンティブを取り除くのは、政府の強い関心事であることなどを謳っている。

ちなみに、この声明は、一九九六年法で追加されたものであり、民主党のクリントン大統領時代の立法である。このことからわかるように、共和党に限らず、民主党にも、移民に対して厳しい姿勢で臨むべきだとする意見は存在している。

(イ) ビザ発給段階での総量規制

現行の移民国籍法では、帰化について人数の上限を決めるという仕組みはとっておらず、その代わりビザの発給について総量規制をしている(合衆国法典第一一五二条)。後述するように、合法的な永住を許可された後五年間連続して居住していることが帰化の一般的要件とされているため、帰化の前提となる永住のための移民ビザの発行段階で人数をコントロールすれば、帰化の人数をコントロールできるからである。

ちなみに、移民ビザの発行についても、「いかなる者も、移民ビザの発行において、その者の人種、性別、国籍、出生地、居住地を理由として、優遇若しくは優先権を受けるか、又は、差別されてはならない」と定め(合衆国法典第

一一五二条(a)項(1)(A)、平等取扱いの原則を明記している。

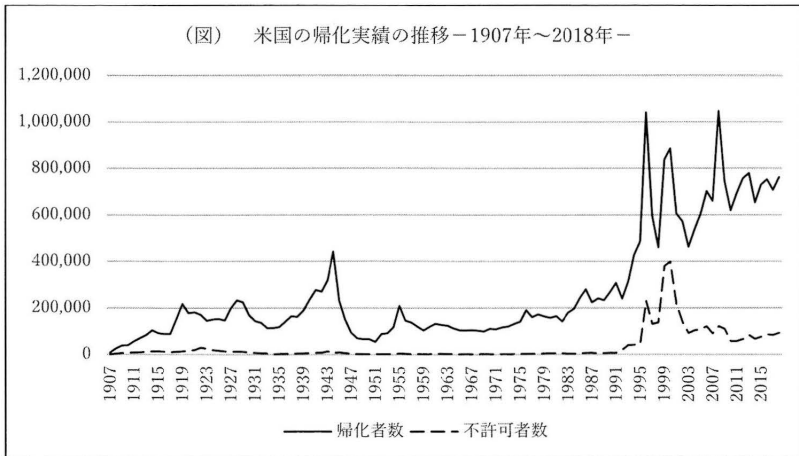
(3) 帰化者数の推移

このように揺れ動いてきた米国の移民政策の下における一九〇七年から二〇一八年までの帰化の実績は、次の図のとおりとなっている。⁵⁶⁾

移民政策の経緯と対照させると、帰化者数は、第一次世界大戦後の一九一九年に二十二万人へと急増した。その後やや減少したものの、世界恐慌が起きた一九二九年には再び二十二万人まで増加し、翌三〇年には十七万人へと減少している。さらに、第二次世界大戦中の一九四四年には四十四万人と突出しているが、これは、ユダヤ人などの亡命者を受け入れたことによるものと思われる。戦後しばらくは低位に推移していたが、一九五五年には二十一万人に増加している。この頃は、鉄のカーテンの向こう側から亡命者を受け入れた時期であった。

その後、一九八五年に二十四万人と二十万人のラインを越えてから帰化者数は増加の一途を辿り、一九九六年には百四万人に達した。翌九七年には六十万人にまで急減しているが、これは一九九六年法の成果であろう。一九九〇年代後半以降は、総じて帰化者数は高止まりしているが、同時に帰化が認められなかった不許可者数も顕著に増加している。これも、一九九六年法の効果であろう。移民に厳しい姿勢を示すトランプ政権誕生後も、帰化者数は二〇一七年七十一万人、二〇一八年七十六万人となっており、急激な低下を示しているわけではない。このように、自国より米国で暮らすことを希望する人々が依然として多数存在しており、彼らにとって米国は母国よりも住みたい国なのである。

ちなみに、二〇〇九年から二〇一八年までの十年間の日本人の米国への帰化者数をみると、二〇〇九年は二、一九



二人とやや多かったが、それ以降千六百人から千八百人台で推移している。

3 関係法令等

以下では、帰化の前提となる国民の要件を検討した上で、帰化要件の具体的内容等を検討するが、その前に、それらを定めている関係法令等について述べておく。

(1) 移民国籍法

アメリカ合衆国における国民の要件や帰化の要件等については、一九五二年に制定された移民国籍法が定めている。同法は、その後の度重なる改正を経て現在に至っているが、その条文自体は、合衆国の主要な法律を収載している合衆国法典 (United States Code (U. S. C)) の「第八編 外国人及び国籍 (Title 8 - Aliens and Nationality)」に統合されている。

この合衆国法典は、下院の法改正顧問事務局 (Office of the Law Revision Counsel) が管理しており、これに掲載されている条文が公式のものでとされているので、本稿でも、具体的な条文を引用する場合には、合衆国法典に掲載されているものを用いることにする。例えば、移民国籍法

第三一九条は合衆国法典では第八編の第一四三〇条になるので、後者に従い第一四三〇条と表記する。

なお、第八編は、第一章から第十四章までの構成となっているが、このうち第一章から第十一章までは、条文が削除されているか、省略されているか、又は法典の再編等によって他の編に移されており、現時点で有効な条文が置かれているのは、第十二章から第十四章までの三章のみとなっている。

ちなみに、失効状態となっている第一章から第十一章の中には、例えば、第四章「奴隷から解放された自由民 (Freedmen)」、第七章「中国人の排斥 (Exclusion of Chinese)」、第八章「クーリー (インド人の日雇人夫) の取引 (The coolie trade)」といった過去の遺物としか思えない題名の章がそのまま残されている。歴史の痕跡を残すという意味はあるものの、失効した条文だけからなる章を法典に残しておくというのは、法制的に興味深い。

(2) 連邦規則

移民国籍法は、帰化要件等の基本を定めており、さらに細かい事項については、連邦規則で定めることがある。本稿では、必要がある場合には電子版連邦規則 (Electric Code of Federal Regulations (CFR)) の該当条文を示した。

(3) 移民不服審査委員会決定

移民不服審査委員会 (Board of Immigration Appeals (BIA)) とは、司法省 (Department of Justice) に置かれた移民国籍法の解釈と適用に関する最高の行政委員会であり、司法長官に対する不服申立ての審理において独立した判断を行うとされている。この委員会は、委員長及び副委員長を含む最大二十一人の委員によって構成されており、米内閣政府を一方の当事者とし、外国人、国民又は企業を他方当事者とする、入国審査官 (immigration judges) 又は国土

安全保障省長官によって下された決定に対する不服申立てを審査するための委員会である。

移民不服審査委員会の審査は、書面審査が原則だが、口頭審査を行うこともある。同委員会の決定に不服がある場合には、連邦裁判所の司法審査を受けることができる。同委員会への申立ての大部分は、退去命令 (orders of removal) と退去からの救済申立 (applications for relief from removal) 関係であり、同委員会の決定は、「合衆国移民国籍法の下における行政決定 (Administrative Decisions Under Immigration and Nationality Laws of the United States)」と題して刊行されている。

また、合衆国国籍移民局 (U.S. Citizenship and Immigration Service (USCIS)) (以下「移民局」という。) の政策便覧 (Policy Manual)⁽⁵²⁾ でも、解釈の根拠として移民不服審査委員会の決定をしばしば引用しているが、本稿では、この引用は省略する。

(4) 移民局の行政解釈

米国での帰化に関する事務は、国土安全保障省に属する移民局が担っている。本稿のうち帰化に関する具体的な取扱いに関する記述は、移民局がHP上で帰化事務に関して公表している政策便覧、特にその第十二編市民権及び帰化 (Volume 12 - Citizenship and Naturalization) に基づいている。

4 米国民の定義

(1) 国民と市民の違い

合衆国法典第八編第十二章「移民及び国籍」では、冒頭の第一一〇一条で用語の定義をしている。それによると、「外国人 (alien)」を「合衆国の市民でも、国民でもない者 (any person not a citizen or national of the United States)」と定義し (第一一〇一条 (a) 項 (3))、市民 (citizen) と国民 (national) が別の概念であることを明らかにしている。他方、「国民」については、「国家に対する永遠の忠誠を負う者」(第一一〇一条 (a) 項 (21)) と定義しているものの、「市民」についての定義規定はない。しかし、「合衆国の国民 (national of the United States)」については、「(A) 合衆国の市民 (a citizen of the United States)」、又は (B) 合衆国の市民ではないが、合衆国に対する永遠の忠誠を負う者 (a person who, though not a citizen of the United States, owes permanent allegiance to the United States)」と定義している (第一一〇一条 (a) 項 (22))。以上のことから、合衆国の国民 (national) には、市民 (citizen) と市民ではない国民 (national but not citizen) がいること、後者も国家に対する永遠の忠誠を負うことが明らかとなる。

(2) 表記は「国民」を原則

次に、国民及び市民の具体的な要件を定めた第一四〇一条 (a) 項を見ると、米国は、国籍について、生地主義 (Jus soli) を基本としているので、「合衆国で生まれ、その管轄権に服する者」は、出生による合衆国民及び市民 (nationals and citizens of the United States at birth) であると定めている。他方、第一四〇八条では、「その領土を正式に

取得した日以降に合衆国の遠隔領土 (outlying possession) で生まれた者は、「出生による合衆国の国民だが、市民ではない」と定めている。これらの規定から、合衆国で生まれ、その管轄権に服する者は、合衆国の国民であると同時に市民となるが、合衆国の遠隔領土で生まれた者は、合衆国の国民ではあっても市民ではない、ということになる。ちなみに、現在の合衆国の遠隔領土は、アメリカ領サモア (American Samoa) とスウェインズ島 (Swains Island) である。⁽⁵⁸⁾

以上のことから、アメリカ領サモアとスウェインズ島で生まれた者は、合衆国の国民だが市民ではなく、これら以外の合衆国領土で生まれた者は、合衆国国民及び市民であるというのが移民国籍法上の整理となる。

本稿では、出生以外の事由で合衆国民になる「帰化」をテーマにしていることから、原則として「市民」も「国民」と表記することにする。また、合衆国 (United States) については、便宜上、「米国」と表記することもある。

(3) 国民の要件

(ア) 合衆国憲法の定め

(i) 一七八八年の合衆国憲法

①人を自由人など四種類に区分

一七八八年に成立した合衆国憲法 (Constitution of the United States) (以下「憲法」という。) ⁽⁵⁹⁾ では、国民の要件について特段の定めを置かなかった。ただし、下院議員 (憲法第一条第二節第二項)、上院議員 (同第一条第三節第三項) 及び大統領 (同第二条第一節第五項) の消極要件として、「合衆国国民でない者」を定めており、また、司法権の管轄 (同第三条第二節第一項) 及び連邦制 (第四条第二節第一項) でも「国民」という語を用いていたが、国民自体の定義

については定めがなかった。

ただし、下院議員と直接税の各州への配分を定めた憲法第一条第二節第三項では、「自由人 (Free Persons)」、「年季奉公人 (those (= persons) bound to Service for a Term of Years)」、「インディアン (Indians)」、「その他の人 (other Persons)」という四種類に人を区分しており、最後の「その他の人」とは奴隷 (slaves) を意味していた。⁶¹⁾ この条文は、下院議員及び直接税は各州の人口に応じて配分されること、並びに人口には自由人と年季奉公人の総数を含み、課税されないインディアンは除外し、その他の人 (奴隷) の数の五分の三を加えることを定めていた。

また、憲法第一条第八節第四項では、連邦議会の権限として、「統一的な帰化の規則」の制定を定めており、これを受けて一七九〇年帰化法が制定されたが、同法では、帰化できるのを「自由な白人」に限り、インディアン等の先住民や奴隷、さらにアジア人も帰化の対象から除外していた。⁶²⁾

② 「国民」に含まれなかった奴隷

憲法第一条第九節第一項は、「現在ある州のいずれかが認めることを適切と考えるそれらの人々の移動又は輸入は、一八〇八年より前は、議会によって禁止されてはならない」と定めていた。ここでいう「それらの人々 (such Persons)」とは奴隷を意味し、本項は、憲法制定時に奴隷の輸入を認めていた州について、憲法採択後二十年間は連邦議会がそれを禁止できないことを定めたものである。⁶³⁾

また、憲法第四条第二節第三項は、「ある州の法律の下で役務又は労働の義務を負い、他の州に逃亡した者は、他の州のいかなる法律又は規則によってもその役務又は労働の利益を免除されることはなく、その役務又は労働の利益を受ける当事者の請求に基づき、引き渡されなければならない」と定めていた。本項は、いかなる州法によっても、奴隷所有者の権利を制限し、規制できない旨を定めたものであり、そのため、奴隷所有者は、他の州に逃亡した奴隷に

対し自分の州の法律で与えられた権利を行使し、奴隷を捕まえ、取り戻すことができるとされていた。⁽⁶⁴⁾

一八五七年には、Scott v. Sandford 事件において、最高裁判所が、これら憲法の条文からして、奴隷は憲法でいう「国民 (citizen)」には含まれず、奴隷及びその子孫には自由の恩恵や個人の権利は与えられないとする解釈を示している。⁽⁶⁵⁾

(ii) 憲法第十三修正及び第十四修正

① 奴隷解放宣言と第十三修正による奴隷制の廃止

一八六一年四月、奴隷制度の存廃等を巡って南北戦争が起き、その最中の一八六三年一月、リンカーン大統領は奴隷解放宣言 (Emancipation Proclamation) を発布した。当時から、このような時期に出された大統領の宣言の効力には疑問が呈されており、また、連邦議会の権限がこのように特別な制度の撤廃に及ぶのかという問題もあったので、憲法の改正が望まれていた。⁽⁶⁶⁾

南北戦争が続く一八六五年一月、連邦議会は、第十三修正案 (奴隷制度の廃止) を提案したが、四分の三の州がこれを承認することによって憲法修正は効力を生じるため (憲法第五条)、戦争が終わった後の同年十二月、当時の三十六州の四分の三に当たる二十七州の承認を得て、「奴隷及び強制された労働は、犯罪に対する処罰として当事者が適法に有罪判決を受けた場合を除き、合衆国又はその管轄権に属するいかなる場所においても、存在してはならない」と定めた第十三修正が成立した。同時に、逃亡奴隷の取扱いに関する憲法第四条第二節第三項は廃止された。

② 第十四修正による国民概念の改正——生地主義の平等な適用——

一八六六年六月、第十四修正連邦議会を通過したが、その内容について大きな議論を呼んだため、その成立は六年八月七月まで待たなければならなかった。この第十四修正は、第一節 (国民の定義及び幅広い権利の付与)、第二節

(下院議員の各州への配分ルール)、第三節(官職の欠格事由)、第四節(国債)及び第五節(立法への委任)からなっている。

このうちの第一節は、「合衆国で生まれ、又は帰化し、かつ、その管轄権に服するすべての者は、合衆国及びその居住する州の市民である。いかなる州も、米国民の特権又は免除を制限する法律を制定し、又は施行してはならない。いかなる州も、法の適法な手続なしに、人の生命、自由又は財産を奪ってはならない。また、その管轄内のいかなる者に対しても、法の平等な保護を否定してはならない」と定めていた。第1文が、本稿で取り上げる国民の定義規定であり、第2文は州法による特権・免除の制限の禁止、第3文はいわゆる適正手続(due process of law)条項、第4文は州法による平等な保護を定めている。

国民の定義に関しては、それ以前に一八六六年公民権法⁽⁶⁷⁾が成立しており、第十四修正は、その内容を憲法で改めて明記したものであった。そもそも、コモン・ローの下では、自由人は生まれた国の国民になるのがルールとされていた。しかし、前述の *Scott v. Sandford* 事件において、最高裁判所が、このルールは奴隷から解放された自由人(freed slaves)には適用されないという判断を下したため、黒人は奴隷制から解放されても米国の国民にはなれないままとなった。これを改めるため、議会は、一八六六年公民権法によって最高裁判所が示した国民の概念を改め、さらに第十四修正第一節第1文で憲法にもその内容を明記したのである⁽⁶⁸⁾。

第十四修正第一節第1文は、「合衆国で生まれ……かつ、その管轄権に服するすべての者」は国民であると定めている。ここでは、第一に、生地主義をとり、出生によって米国籍が与えられること、第二に、それは自由人に限られず、奴隷であった黒人も含めた「すべての者」を対象とすることが明らかにされている。これについて、一八六六年公民権法第一条は、「合衆国で生まれ、外国の権力の支配下にないすべての者は……米国の市民であると宣言される。

そして、そのような国民は、どのような人種や肌の色であっても、過去の奴隷や強制労働の条件にかかわらず、当事者が適法に有罪判決を受けた犯罪に対する処罰を除き、米国のすべての州及び準州 (Territory) において同じ権利を有する」とより具体的に定めていた。

なお、第十四修正第二項によって憲法第一条第二節が改正され、下院議員の各州への配分に関するルールから「年季奉公人」と「その他の人 (「奴隷」) が削除された。さらに、一八七〇年二月に、選挙における人種差別を禁止した第十五修正が成立している。

(イ) 米国で生まれた者は米国民

第十四修正第一節を受け、移民国籍法では、出生による米国民及び市民である者として、以下のものを定めている (第一四〇一条)。(本条の (d) 項及び (e) 項並びに (g) 項の一部は、遠隔領土に関するもので、省略する。)

(a) 米国で生まれ、その管轄権に服する者

(b) インディアン、エスキモー、アリュート族その他の先住民族 (aboriginal tribe) のメンバーとして米国で生まれた者。ただし、この項に基づく市民権の付与は、いかなる方法においても、部族その他の財産に対するこれらの者の権利を損なったり、他の方法で影響を与えたりしないものとする。

(c) 米国外で生まれた者であつて、両親が米国民であり、その者の出生前に両親の一人が米国に居住していた者
 (f) 米国において五歳未満で発見された者であつて、親が不明であり、その者が二十一歳に達する前に、米国で生まれていないことが判明した者

(g) 米国の地理的境界外で生まれ、両親のうちの一人が外国人で、他の一人が米国民であり、国民である親がその者の誕生前に合計で五年間以上、かつ、そのうちの二年間は十四歳に達して以降、米国内に物理的に滞在していた者（以下略）

(a) 項は生地主義の原則を定めた規定であり、これによって、米国内で生まれた者は、その親の国籍いかんにかかわらず、出生により米国民になることが明らかにされている。ただし、(c) 項では血統主義も認めており、両親が米国民である子が外国で生まれた場合には、その出生前に両親のいずれか一人が米国内に居住していたことを条件に、その子も出生により国民になるとした。また、(g) 項では、両親のうちの一人が米国民である子についても血統主義をとることとしているが、国民である親について、その子の誕生前に五年以上（うち二年間は十四歳以降）米国内に物理的に滞在していたことを要件としている。このように、(c) 項及び (g) 項では、血統主義をとりつつも、親の米国内での居住又は物理的滞在を要件とすることにより、少なくとも子の親と米国内社会との一定のつながりを求めているものと解される。これは、同化主義の一つの現れと捉えることができよう。

なお、(b) 項では、先住民族についても生地主義が適用されることを定めるとともに、彼らが国民になっても、その部族特有の財産関係に影響を与えるものではないこと、換言すれば、先住民族の部族の財産に対しては、米国内の産法が直ちに適用されるものではないことを明らかにしている。これは、先住民族固有の財産に関する自治を認める趣旨と思われる。

また、(f) 項は、出生は米国外だが、五歳になる前に米国内で発見され、かつ、その親が不明な子に関する規定である。国境が陸続きの米国内では、隣国メキシコからの不法移民が絶えないが、この規定により、乳幼児だけが米国内

に置き去りにされたケースについては生地主義が適用され、その子は米国籍を取得できることになる。

(ウ) 米国外で生まれた子

米国内で生まれた子には生地主義が適用され、親の国籍を問わず出生により米国民となるのに対し、米国外で生まれた子については血統主義が適用され、以下のように通常の帰化とは異なる特別の定めがなされている。

(i) 米国外で生まれ、米国内に永住している子

米国外で生まれ、米国内に居住している子は、次の①から③の条件をすべて満たせば、自動的に米国民になる(第一四三一条(a)項)。米国民の親によって養子とされた子についても、同様である(同条(b)項)

①その子の少なくとも一人の親は、米国民(出生によってか、帰化によってかを問わない。)であること。

②その子は、十八歳未満であること。

③その子は、合法的な永住許可を受け、米国民たる親の法的及び物理的な監護の下で米国内に居住していること。

なお、本条の適用を受けて自動的に米国民になるためには、その子の名前と生年月日を証明するための出生証明書、裁判所の決定(養子の場合)など一定の証明書が必要となる(同条(c)項)。

(ii) 米国外で生まれ、米国外に居住している子

米国外で生まれ、米国外に居住している子については、自動的に国籍取得は認められないが、次の①から⑤の条件を満たせば、米国民になることができる。この場合、米国民である親が子に代わって申請することが必要である(第一四三三条(a)項)。米国民の親によって養子とされた子についても、同様である(同条(c)項)なお、これは、後述する帰化の一種であるが、便宜上、ここで説明する。

- ①その子の少なくとも一人の親は、米国民（出生によってか、帰化によってかを問わない）であること。
- ②米国民の親が、次の（A）又は（B）のいずれかの条件を満たしていること。
- （A）合計で五年以上の期間、そのうちの少なくとも二年間は十四歳に達した以降、米国に物理的に滞在していたこと。

（B）合計で五年以上の期間、そのうちの少なくとも二年間は十四歳に達した以降、米国に物理的に滞在していた米国民の親（その子にとっての祖父母）がいること。

③その子は、十八歳未満であること。

④その子は、申請者の法的及び物理的な監護の下で米国外に居住していること。

⑤その子は、合法的な許可を得て一時的に米国に滞在し、かつ、その合法的な地位を維持していること。

以上の要件を満たし、帰化申請が承認された場合、その子は、米国内で忠誠の誓いを行わなければならない、それが終了すると国民となり、司法長官から市民権の証明書が付与される（同条（b）項）

このように、米国外で生まれ、米国外で居住している子については、血統主義に基づき、親の一人が米国人であれば特例的な帰化が認められるが、子に居住要件を求めることができないので、その親又は祖父母に居住要件を課している。また、その子は、米国内に居住していなくてもよいが、帰化申請の許可が下り、米国への忠誠の誓いをする際には、米国内に滞在していることが必要とされている。

（iii）米国軍隊員の子に関する特例

米国軍隊員が国外で任務についている場合について、移民国籍法は大幅な特例を定めている。

具体的には、米国外で生まれた米国軍隊員の子が、その隊員に同行して海外に居住することが認められ、実際にそ

の隊員と共に居住している場合には、(ii) ② (A) の適用については、隊員が海外に滞在している期間が米国内の物理的滞在期間とみなされ、(ii) ⑤ は適用が除外され、忠誠の誓いを米国内ではなく海外の軍事施設において行うことが認められている (同条 (d) 項)。

5 帰化による国民

(1) 帰化の一般的要件

(ア) 一般的申請要件

移民国籍法では、出生後の国籍取得事由である帰化について、詳細な規定を置いている。まず、帰化の一般的申請要件として、次の①から⑥が定められている (第一四二七条 (a))。

①合法的永住者 (Lawful Permanent Resident (LPR)) であること。

②合法的永住を許可された後、帰化申請の直前までの少なくとも五年間連続して米国内に居住していること。

ここでいう「連続居住 (continuous residence)」とは、申請者が法律で必要とされる期間にわたって米国内に恒久的な居住地 (permanent dwelling place) を有していることをいい、外国人の住居は、「その外国人の意図に関係なく、その外国人の住所 (domicile) 又は実際の主たる居所 (principal actual dwelling place) と同じ」と解⁶⁸⁾されている。

一定期間以上米国内に不在にした場合には、居住の連続性が失われ、連続居住の要件を欠くことになる (第一四二七条 (b) 項)。具体的には、六月以上一年未満の米国内からの不在は、申請者がその期間中米国内での居住を放棄していたことを証明しない限り、居住の連続性を失わせ、さらに一年間以上連続した米国内からの不在は、当然に居住の

連続性を失わせることになる。

③帰化申請日直前の五年間のうち合計で少なくとも半分の期間は米国に物理的に滞在していること。

この「物理的滞在 (physical presence)」要件と②の「連続居住」要件は、相互に関連しているものの、その内容は異なる。物理的滞在とは、申請者が実際に米国内に滞在していた日⁽⁷⁰⁾をいい、したがって、連続居住期間中に旅行などで米国外に滞在した場合には、連続居住はあるが、物理的滞在はないということになる。

ここで注目すべきは、合法的永住者となった後五年間の居住を要件とし、さらにそのうちの半分以上は実際に米国に滞在していたことを求めていることである。これは、帰化の申請者が一定期間米国社会で実際に生活したという事実、すなわち社会生活における同化を帰化の要件としたものと捉えることができよう。

④帰化申請を行った州に申請直前の少なくとも三月間居住していること。

ここでは、五年間の居住要件及びその半分の期間以上の物理的滞在要件のほかに、帰化申請を行った州に居住していることを求めている。帰化申請後に申請者が居住地を変更する場合には、申請者は住所の変更を移民局に報告しなければならぬ。

⑤帰化の申請日から市民権の許可の時まで米国内に連続して居住していること。

⑥上記のすべての期間において、憲法の原則に準拠し、米国の良き秩序と幸福に十分に配慮した、良き道徳性 (good moral character (GMO)) の者であったこと。

⑥の要件のうち、前段の憲法準拠要件は、申請者が憲法秩序を承認し、遵守することを求めるものである。同様の趣旨から、後述するように、米国政府を打倒することや共産主義を主張することなどが帰化の消極要件として定められている。

次に、後段の良き道徳性は、申請者が居住するコミュニティの平均的な市民の基準に達しているかどうかで判断される。良き道徳性の要件は申請者が証明しなければならず、証明が求められる期間は、一般的な帰化申請の場合には居住要件と同じ五年間とされている。ただし、一定の犯罪歴その他過去の行為が現在の道徳性に関連する場合には、期間外の行為であっても良き道徳性の判断に影響を与えることがある。⁽²¹⁾

(イ) 積極要件

上記要件を満たした者から帰化の申請があつた場合、移民局が審査を行うことになるが、同局によって審査される米国民としての適格性に関する要件は、移民国籍法で詳細に定められている。

(i) 人種等による差別の禁止

まず、帰化の資格に関し「合衆国の帰化国民になる権利は、人種若しくは性別又はその者が結婚していることを理由に、否定又ははく奪されない」と定め(第一四二二条)、人種、性別及び婚姻の有無による差別の禁止を謳っている。

(ii) 知識能力要件

その上で、米国民になるための積極的な帰化要件として、次の①と②が定められている(第一四二三条)。これらは、国民に必要な言語としての英語力と、米国の社会的、政治的な基礎知識を帰化の要件としたものであり、米国民に同化するための基礎的な能力と知識を求めたものと捉えることができる。

① 英語を読み、書き、話す能力を含む英語の理解(第一四二三条(a)項)

帰化の申請者は、英語の理解を証明するため、スピーキング(speaking)、リーディング(reading)及びライティング(writing)のテストに合格しなければならない。このテストは、英語の通常の用法で言葉を読み、書き、話す能力

(参考 1) リーディングテスト用単語⁽⁷⁴⁾

PEOPLE	CIVICS	PLACES	HOLIDAYS	QUESTION WORDS	VERBS	OTHER (FUNCTION)	OTHER (CONTENT)
Abraham Lincoln	American flag	America	Presidents' Day	How	can	a	colors
George Washington	Bill of Rights	United States	Memorial Day	What	come	for	dollar bill
	capital	U.S.	Flag Day	When	do/does	here	first
	citizen		Independence Day	Where	elects	in	largest
	city		Labor Day	Who	have/has	of	many
	Congress		Columbus Day	Why	is/are/was/be	on	most
	country		Thanksgiving		lives/lived	the	north
	Father of Our Country				meet	to	one
	government				name	we	people
	President				pay		second
	right				vote		south
	Senators				want		
	state/states						
	White House						

をみるためのもので、高度な英語力を必要とするものとはされていない。「通常の用法」とは、簡単な語彙と文法によるわかりやすく適切なコミュニケーションを意味し、したがって、例えば、発音、綴り、文法に誤りがあっても、英語の帰化の要件を満たすことができる⁽⁷⁵⁾とされている。

具体的なテスト内容については、移民局のHPで詳しく紹介されている⁽⁷⁶⁾。例えば、リーディングの場合であれば、3つの文章の中の1つを選んで正しく読むことが求められるが、HPで帰化テストのための単語集が示され(参考1)、かつ、テストの参考書の紹介やネットのできる無料のテスト練習まで用意されており、努力すれば合格できるテストとなっている。

なお、この英語の理解の要件は、申請時に五十歳(又は五十五歳)以上で合法的な永住許可を得た後少なくとも二十年間(五十五歳以上の場合は十五年間)米国に住んでいた者、一定の障害がある者等については、免除される(第一四二三条(b)項)。

②合衆国の歴史の基礎及び政府の原則と形態に関する知識と理解

帰化の申請者は、合衆国の歴史の基礎及び政府の原則と形態に

関する知識と理解を証明するため、公民テスト (Civics Test) に合格しなければならない。このテストは口頭で行われ、質問の内容に関しては、申請者の年齢、バックグラウンド、教育レベル、米国での居住期間等に基づき「当然の考慮」を行うとされている。⁽⁷⁵⁾

帰化テストのための公民問題 (Civics Questions for the Naturalization Test) の内容は、移民局のHPで公開されている (参考2)。そこでは、アメリカ政府57問 (内訳: アメリカ民主主義の基礎 (12問)、政府の仕組み (35問)、権利と責任 (10問))、アメリカの歴史30問 (内訳: 植民地時代と独立 (13問)、一八〇〇年代 (7問)、最近のアメリカの歴史その他重要な歴史情報 (10問))、統合された市民論13問 (内訳: 地理 (8問)、シンボル (3問)、休日 (2問)) の3分野、9細目で合計一〇〇の問いと答えが用意されており、その中から10問が出題される。申請者は、10問のうち少なくとも6問に正答すればよい。問題の内容は、政府の仕組みや民主主義の基礎、建国の歴史に重点が置かれており、問いによって難易度にかなり差があるという印象を受ける。

なお、申請時に六十五歳以上で合法的な永住許可を得た後少なくとも二十年間米国に居住している者については、公民テストについて特別な配慮をすると定められており (第一四二三条 (b) 項 (3))、具体的には、上記一〇〇問のうち予め指定された、やさしめの20問に出題範囲が限定されている。

(参考2) Civics (History and Government) Questions for the Naturalization Test ⁽⁷⁶⁾ (抄)

AMERICAN GOVERNMENT

A: Principles of American Democracy (問1~12)

2. What does the Constitution do?

- sets up the government
- defines the government
- protects basic rights of Americans

B: System of Government (問 13~47)

16. Who makes federal laws?
- Congress
 - Senate and House (of Representatives)
 - (U. S. or national) legislature

27. In what month do we vote for President?

- November

42. Under our Constitution, some powers belong to the states. What is one power of the states?
- provide schooling and education
 - provide protection (police)
 - provide safety (fire departments)
 - give a driver's license
 - approve zoning and land use

C: Rights and Responsibilities (問 48~57)

52. What do we show loyalty to when we say the Pledge of Allegiance?

- the United States
- the flag

AMERICAN HISTORY

A: Colonial Period and Independence (問 58～70)

58. What is one reason colonists came to America?

- freedom
- political liberty
- religious freedom
- economic opportunity
- practice their religion
- escape persecution

69. Who is the "Father of Our Country"?

- (George) Washington

B: 1800s (問 71～77)

74. Name one problem that led to the Civil War.

- slavery
- economic reasons
- states' rights

C: Recent American History and Other Important Historical Information (問 78～87)

81. Who did the United States fight in World War II?

・ Japan, Germany, and Italy

INTEGRATED CIVICS

A: Geography (問 88～95)

B: Symbols (問 96～98)

96. Why does the flag have 13 stripes?

・ because there were 13 original colonies

・ because the stripes represent the original colonies

C: Holidays (問 99～100)

(ウ) 消極要件

米国への帰化が認められない消極要件として、次の①から⑥がかなり詳細に定められている(第一四二四条(a)項)。いずれも、自由な資本主義社会の守護神を任ずる米国を守るための条項だが、①、⑤、⑥は要件がかなり広くなっている。特に、①の「組織化された政府全体への反対 (opposition to all organized government)」という要件は、その解釈いかんによってかなり幅広い組織のメンバーを排除できる可能性がある。

①組織化された政府全体への反対を主張・教育する組織のメンバー等

②米国共産党、全体主義政党、共産党政治協会、それらの下部組織又は関連組織のメンバー等

- ③世界共産主義又は全体主義的独裁主義のドクトリン又はそれらによる米国内での政権の確立を、自身の発言を通じて若しくは書面や出版物を通じて主張した者又はこれらを主張する組織のメンバー等
- ④武力・暴力その他の違憲な手段による米国内政府や法律の打倒、米国内政府職員等の襲撃・殺害その他の破壊行為等を主張・教育する者又は主張・教育する組織のメンバー等
- ⑤①、③及び④を主張する内容の文書・印刷物を故意に出版・流通・配布・印刷・展示し、若しくはさせた者又はそれらの目的で故意に所有している者等
- ⑥⑤の文書・印刷物を執筆、流通、配布、印刷、発行、表示を行い、若しくは行わせ、又はそれらの目的のために文書・印刷物を所有している組織のメンバー等

(2) 特例

帰化の一般的要件については、次の①から⑥の特例が設けられている。

①米国内国民の配偶者等（第一四三〇条（a）項）

米国内国民と結婚した者は、その配偶者として帰化を申請できる。この場合の特例としては、(1) (ア)の一般的申請要件のうち②の連続居住要件の期間が、五年間ではなく、帰化申請直前の三年間に短縮される。その反面、その三年間について米国内国民の配偶者と実際に結婚生活を送っていたこと（偽装結婚等の防止）、国民たる配偶者がその三年間のすべてにわたって米国内に居住し、かつ、その半分以上の期間米国内に物理的に滞在していたことが要件として追加されている。なお、米国内国民の配偶者であっても、帰化の前に永住許可を取得することが前提となっている点に注意が必要である。

また、米国民の配偶者又は子であつて、その国民から暴行又は極度の虐待を受けたことにより合法的永住者の地位を取得した者についても、上記と同様の特例が適用される（実際に三年間の結婚生活を送るという要件は除く。）。

②米国民の配偶者が米国政府、米国の研究機関・企業等に雇用されている者等（第一四三〇条（b）項）

米国民と結婚した者であつて、その配偶者が、米国政府、一定の米国の研究機関、米国の企業又は一定の国際機関に雇用等される場合又は米国内の宗教団体の牧師等として、定期的に海外に駐在している場合には、（1）（ア）の一般的要件のうち直前の居住又は物理的滞在を求めめるものについて、その証拠を求めないという特例が定められている。ただし、帰化の申請者が帰化の時点で米国内に滞在していること、配偶者の海外での雇用が終了した場合には直ちに米国内に居住する意向を司法長官の前で宣言することが必要である。

③海外でのメディア活動等を行う米国法人に雇用されている者（第一四三〇条（c）項）

米国の海外での利益を促進すると認められる情報の普及を通信メディアを通じて海外で行う非営利の米国法人に、合法的な永住許可を得た後五年以上連続して雇用され、その雇用中又は解雇後六月以内に帰化申請を提出した者が、帰化申請時に米国内に滞在し、雇用終了直後に米国内に居住する意向を司法長官の前で宣言した場合には、（1）（ア）の一般的要件のうち米国内での居住又は物理的滞在について証拠を求めないという特例が定められている。これは、配偶者ではなく、特別な業務に従事した者自身の帰化に関する特例である。

④米国民が死亡した場合に残された家族等（第一四三〇条（d）項）

米国民の遺族たる配偶者、子若しくは親、又は、米国民である配偶者、親若しくは子が米国軍隊員として軍役期間中に名誉ある死亡をした者、又は、米国民の死の時点でその者と結婚生活を送っていた配偶者には、（1）（ア）の一般的要件に関し、米国内での居住又は一定期間の物理的滞在を求めないという特例が定められている。

⑤米国軍隊員の配偶者（第一四三〇条（e）項）

米国軍隊員の配偶者であつて、その隊員に同行して外国で居住することが認められ、かつ、実際に同行して隊員と結婚生活を送っていた者であつて、米国での永住を合法的に認められたもの場合、（1）（ア）の一般的要件の適用について、海外での居住や滞在が米国内での居住や滞在として取り扱われるという特例が定められている。

⑥宗教上の義務を果たすための一時的な不在（第一四二八条）

米国内に組織を有する宗教上の宗派の牧師、司祭、宣教師、修道士（女）等が、その宗教上の職務を果たすために、一時的に米国を不在にする場合について、その者の永住のための入国が合法的に認められ、かつ、帰化申請前に少なくとも一年間連続して米国内に滞在し、居住している場合には、（1）（ア）の一般的要件の適用について、米国を不在にした期間を米国内に物理的に滞在し、居住していた期間とみなすことができるという特例が定められている。

（3）国家の安全保障に貢献した者に関する特別規定

移民国籍法では、（2）の特例の他に、国家の安全保障に特別な貢献をした者について個別的に判断して適用を認める特別な措置を定めている（第一四二七条（f）項）。米国のために活躍した外国の諜報員が最終に米国に移住するといった映画などのシーンを見ることがあるが、それを法的に裏付けるのがこの規定ということになる。

具体的には、中央情報局（CIA）長官、司法長官及び入国管理局長は、申請者が米国の国家安全保障又は米国の情報活動の実施に特別な貢献をしたと判断した場合、（1）（ア）の一般的要件及び（ウ）の消極要件にかかわらず、また、申請者が米国内に居住していなくても、帰化させることができる。ただし、申請者が帰化前に少なくとも一年間連続して米国に居住していたことが必要である。

(4) 帰化申請の手續

(ア) 十八歳以上であること

帰化の申請については、申請者本人が十八歳以上にならない限り、有効な帰化の申請書を提出することはできないとされ(第一四四五条(b)項)、十八歳以上であることが帰化の申請要件とされている。

(イ) 証明責任

帰化の申請者は、米国に合法的に入国したことをはじめ、連続居住・滞在要件などの帰化の一般的要件、積極的要件など帰化の申請に必要な事項に関する証拠を自ら証明する責任を負う(第一四二九条等)。

(5) 宣誓

帰化を申請した者は、公開の式典で忠誠の誓い(Oath of Allegiance)を行わなければならない、これによって帰化の手續きが完了する。宣誓の内容は、移民国籍法で次のとおり定められている(第一四四八条)。

①米国憲法を支持すること。

②申請者が臣民又は市民であった外国の君主、国家等への忠誠と忠実を絶対的かつ完全に放棄し、撤回すること。

③外国及び国内のすべての敵に対して、米国の憲法及び法律を支持し、守ること。

④真の誓約と忠誠を同じくすること。

⑤法律で求められたときに米国のために戦うこと。ただし、宗教的教育と信念から軍隊での戦闘又は活動に反対する

ことを司法長官が認めた場合には、戦闘に参加する代わりに、軍隊で非戦闘員活動を行うか、又は民間で国にとって重要な仕事を行うことができる。

また、外国で世襲の称号又は貴族の地位を与えられている場合には、申請者は、忠誠の誓いと同じ公開式典で、その称号又は地位を放棄しなければならない。

6 いくつかの注目すべき取扱い

移民局では、政策便覧において、帰化の許可に関する具体的な取扱い方針を示しており、その中には、同性婚や代理母に関するものなど注目すべきものが含まれている。

(1) 結婚

(ア) 外国での結婚の有効性

5 (2) ①で述べたように、米国民と結婚した者は、帰化に必要な連続居住期間が五年から三年に短縮されるが、ここで「結婚」の定義が問題となる。というのも、結婚については、国や地域によってさまざまな慣習や形態があるからである。

このため、政策便覧では、外国で行われた結婚の法的有効性について、祝祭場所ルール (place-of-celebration rule) を採用し、結婚が行われた場所を管轄する法律に基づきその有効性を判断することになっている。ただし、以下に掲げるものは、結婚として認められない。¹⁷⁾

① 一夫多妻婚 (Polygamous marriages)

- ② 居住国の重要な公共政策に違反する結婚
- ③ 私的な結びつき (civil unions)、パートナーシップその他祝祭場所において結婚と認識されない関係
- ④ 結婚式に一方の当事者が存在しない関係 (代理結婚)
- ⑤ 米国の移民法を回避する目的で結ばれた関係

(イ) 同性婚

同性同士の結婚の有効性に関し、米国の最高裁判所は、二〇一三年六月、すべての連邦法について「結婚」という言葉を異性婚に限定した結婚防衛法 (Defense of Marriage Act (DOMA)) 第三条 (合衆国法典第七条)⁽⁷⁸⁾ は、憲法第五修正で定める適正手続条項に違反するとして違憲と判断した⁽⁷⁹⁾。この事件は、ニューヨークに住む二人の女性が、ニューヨーク州で認められている同性婚をしたところ、カップルの一人が死亡し、その財産を相続した Windsor 女史が、遺族たる配偶者のための連邦不動産税の控除を申請した。しかし、政府は、同性婚は、結婚を異性間に限って結婚防衛法第三条に違反するとして、これを認めなかった。このため、Windsor 女史が政府を相手に訴訟を提起したというものである。なお、この判決後も、結婚防衛法第三条は、そのまま法典に残されている。

この判決を受け、移民局は、同性婚の有効性を祝祭場所ルールで決定するとし、同性結婚に関する米国内の法律及び政策は、移民局が結婚を有効と認めるかどうかには影響しないとしている⁽⁸⁰⁾。

(ウ) トランスジェンダー婚

トランスジェンダーの者が関与する場合の結婚についても、移民局は、結婚が行われた州または地方の管轄区域で

その結婚が有効な結婚であると認められた場合には、その有効性を認めるとしている。⁽⁸¹⁾

(2) 子の定義

(ア) 一般的定義

移民国籍法では、子の定義について、独自の定めを置いている。

まず、子の一般的な定義としては、二十一歳未満の未婚の者であつて、次の①から③のいずれかに該当するものとしている(第一一〇一条(b)項及び(c)項)⁽⁸²⁾。

①米国民の遺伝的な(genetic)若しくは認知された(legitimated)、又は養子の(adopted)息子又は娘

「遺伝的な」子というのは、親と遺伝物質を共有する子を意味し、他の証拠がない場合には、子の出生証明書が親と子の遺伝的関係を判断する証拠とみなされる。

「認知」とは、「婚姻外で生まれた子を婚姻内で生まれた子と同じ法的地位に置くこと」を意味し、子の認知の有効性は、子の居所や住所に関する法律又は父の住所や居所に関する法律によって決定される。

②管轄の司法権によって子の法的な親として認められている米国民の非遺伝的な妊娠母(non-genetic gestational mother)の息子又は娘

ここでいう「非遺伝的な妊娠母」とは、他人の受精卵を自らの子宮で発育させる「代理母(gestational mother)」のことである。移民局では、代理母が子の親となることを認めているので、本稿では、より一般的な表現として、「代理母」ではなく「妊娠母」と表現する。

また、移民国籍法では、「natural parent」という表現を用いており(第一一〇一条(b)項及び(c)項)、これは

邦語で「実の親」と訳されることが多い。しかし、移民局は、遺伝的な親のほかに、非遺伝的な妊娠母も *natural parent* に含まれると解釈しているため、本稿では、*natural parent* を「生物学的親」と訳すことにする。

③ 継子

継子 (*stepchild*) は、市民権の付与や帰化に関しては子に含まれない (第一一〇一条 (c) 項) が、ビザの申請や発給の関係では子に含まれる (第一一〇一条 (b) 項)。このように、適用される場面によって子の取扱いを異にしている。

(イ) 生殖補助医療で生まれた子⁸³⁾

(i) 母と子の非遺伝的、生物学的関係

医学が進歩した現代では、生殖補助医療 (*Assisted Reproductive Technology (ART)*) を介して子が生まれることがある。生殖補助医療とは、卵子若しくは精子又はその両方を体外で処理する不妊治療を指し、子宮内授精 (*IUI*) 及び体外受精 (*IVF*) が含まれる。これらの技術では、子を妊娠させるために、親は、自分の遺伝物質又は提供された遺伝物質 (提供された卵子、精子又はその両方) の組み合わせを使用する。

生殖補助医療の最も重要な結果は、女性がドナーの卵子を使用することで、遺伝的関係のない子を産めるようになったことである。この場合、母は、子と生物学的な関係を持つことはできるが、子との間に遺伝的な関係はない。

(ii) 移民国籍法上の取扱い

この問題は、移民局と国務省 (*DOS*) の共管事項であるため、両省が協力してこの問題の対応策を検討した。その結果、子の法的母でもある非遺伝的な妊娠母 (子を胎内で育てて出産した者) は、遺伝的な法的母が移民国籍法の

下で取り扱われるのと同じ方法で母と認められることになった。子の出生時に管轄の法律の下で妊娠母であり、法的な親と認められた母は、他の要件がすべて満たされていれば、子にその米国民権を継受することができるのである。具体的には、生殖補助医療で生まれた子は、次の①と②の条件をいずれも満たせば、該当する市民権または帰化の規定に従って、出生時または出生後に、非遺伝的妊娠母から米国民権を取得できる。

①子の妊娠母が、子供の出生時に、その管轄の法律の下で子の法的な親として認められること。

②その子が、関連する市民権または帰化の条項に基づいて、他のすべての該当する要件を満たしていること。

7 終わりに

これまで、米国における同化の意味を明らかにした上で、その移民政策の歩みを概観し、帰化制度の詳細を検討してきた。最後に、米国の移民政策及び帰化政策の特質をまとめ、それとの対比で日本の帰化制度の特徴と課題について考えてみたい。

(1) アングロ準拠主義の下での多様性

まず、同じく同化主義に立つフランスは、その起源をいつの時代にまで遡るのかはさておき、すでにフランスという国家が存在し、そこに十九世紀以降多くの移民を受け入れたという移民受入大国であった。これに対し、アメリカ合衆国は、インディアンなどの先住民族は存在したものの、十七世紀以降、イギリスだけでなく西欧の様々な国から移住してきた人々が結集して新たに国家を建設した移民の国であるという点に特徴がある。

「アメリカ」という名前は、ドイツ人の地図制作者がイタリア人探検家アメリカゴ・ヴェスプッチ (Amerigo Ves-

pucci) を称えて大陸につけた名前に由来し、「合衆国」は当時の「オランダ合衆国」から借用した。アメリカを発見したのはスペイン国旗を掲げた 3 隻の船団だが、その船長はイタリヤ人で、イングランド人、アイルランド人、ユダヤ人、そして黒人が船員として働いていた。⁽⁸⁴⁾このように、アメリカ合衆国は、建国前から多くの国の多様な民族や人種が混在する国であり、それは現在まで続いている。

しかし、このような多様性を社会がそのまま受け入れたわけではない。1 (3) で述べたように、アメリカ社会では、アングロサクソンのコア・グループである白人でプロテスタントの中産階級の価値観と行動に準拠することが暗黙裡に、場合によっては事実上強制的に求められた。このアングロ準拠主義の中心をなすのが英語であり、アメリカ流に修正されたイギリスの文化様式に従った行動や態度であった。アメリカ社会へのこの文化的同化は、構造的同化によって家族や近隣社会へと広がり、結婚の同化によって世代を超えて受け継がれた。特に、異民族間の生物学的結合(メルティング・ポット)は、それぞれの文化のアメリカ文化への融合を生み出した。さらに、英語やアメリカの歴史、規範的価値、政府の仕組みなどを教え込む公教育システムやマスメディアによって、子の世代の文化的、構造的同化は成功を収めて行く。⁽⁸⁵⁾同時に、このような文化的、構造的同化の進行に比例して、それぞれの民族のコミュニティや文化の保全を求める文化的多元主義が主張されるようになるが、それもアングロ準拠を前提としてのことであった。

(2) 差別的、政治的な移民政策

憲法を頂点とする法規範体系において同化の要素をどこまで取り入れるかは、社会規範とは別の問題である。アメリカ合衆国では、建国当時は奴隷制を認めて奴隷を国民の定義から排除するという差別政策をとっており、その是非

に決着をつけるために南北戦争が起きたという歴史がある。その結果、奴隷制の廃止を主張する北軍が勝利し、憲法については一八七〇年の第十五修正までの改正で平等原則に基づく生地主義が実現した（ただし、女性の参政権の実現は、五十年後の第十九修正をまたなければならなかった）。

しかし、どのような者をどの程度米国に受け入れるか（移民政策）、そしてどのような者を米国民として認めるか（帰化政策）は、時代とともに変遷を重ねた。建国当初の自由な移民受入政策は、十八世紀末には見直され始め、受け入れる外国人を選別するようになった。一八八〇年代には、中国人をはじめとするアジアからの移民を拒否し、第一次大戦後は、急増した移民を抑制するため、出身国別に受入上限を定める国別割当制度が導入された。

第二次大戦中は多数の亡命者を受け入れ、戦後東西冷戦が始まると、帰化制度は東側に対抗する手段として用いられ、米国は、西側の盟主として東側から多くの亡命者を受け入れた。一九六〇年代末に国別割当制度がようやく廃止され、経済的繁栄の中で移民の受入数は安定的に推移した。しかし、一九八〇年代後半以降移民の数が再び急増し、これに対応するため不法移民対策が強化される。さらに、二〇〇一年の九・一一テロによって、国を挙げたテロ対策が講じられ、外国人の入国が厳しく規制されることになった。このように、米国では、その時代の政治状況に応じた移民政策がとられてきた。

このような移民政策に関連し、米国では、人種、性別、貧困、さらには政治的見解に基づき、黒人だけでなく、インディアンに代表される先住民、女性、日系アメリカ人を含むアジア系アメリカ人、ラテン系アメリカ人、さらには貧困者といった人々が、国のみならず、州やコミュニティレベルでも、好ましくない人々として規制され、拒絶され、排除されてきた歴史を有しており、移民や国籍に関する法律が、それを2つの側面で、つまり、外国人を国民として受け入れるかどうかという国境管理の側面と、すでに国内にいるこれらの人々を異質な (Foreign) ものとして規制し、

排除するという国内問題の側面で積極的な役割を担ってきたことが指摘されている。⁽⁸⁶⁾

(3) 同化を基本とする帰化政策

帰化制度については、入国管理と帰化を分化させたこともあり、米国の文化的、社会的、憲法的価値への同化という政策が基本とされてきた。現在では、社会生活における同化の証明として五年以上の国内居住を原則的要件とし、さらに、帰化申請者が英語力、合衆国の歴史、政治、憲法的価値などの帰化テストに合格することを求めている。

同時に、帰化の消極要件としての共産主義者の徹底した排除と、国家の安全保障に貢献した者への特別措置にみられるように、米国の帰化制度は、自由な資本主義の守護神としてのアメリカという明確なメッセージを放っている。

(4) 日本の帰化制度の特色と課題

(ア) 日本の帰化制度の特色

まず、日本の帰化制度を概観した上で、米国のそれと比較してみたい。⁽⁸⁷⁾日本の国籍法では、帰化として、普通帰化(同法第五条)、普通帰化の要件を緩和した簡易帰化(同法第六条)第八条)及び普通帰化の要件を免除した大帰化(同法第九条)を定めている。このうち基本的な帰化形態である普通帰化については、次の①から⑥を許可要件として定めており(同法第五条)、それぞれについて米国と比較すると次のような特色が浮かび上がる。

① 引き続き五年以上日本に住所を有すること。

これは、日本社会への同化を求めるための要件と捉えることができ、米国における帰化の一般的申請要件としての五年間の連続居住要件と同様の考えによるものである。ただし、日本の場合には「住所」を要件としているのに対

し、米国の場合には「連続居住」を要件とするだけでなく、そのうちの半分以上は実際に米国内に滞在していたこと（物理的滞在）を要件としており、さらに、期間の始期を永住許可を受けてからに限定して、より現実的な同化を求めている。

② 十八歳⁸⁸以上で本国法によって行為能力を有すること。

日本の場合には、行為能力の存在が帰化の許可要件とされ、本人が十五歳未満のときは法定代理人が代わって帰化の許可申請ができる（国籍法第十八条）。これに対し、米国の場合には、十八歳以上であることが申請要件とされ、申請者本人が十八歳にならなければ帰化申請はできないとされている。

③ 素行が善良であること。

この素行要件については、米国でも、良き道徳性（GMO）として申請要件とされている。ただし、5（1）（ア）⑥で述べたように、米国の場合には、良き道徳性の具体的な判断基準が明確に示されているのが特徴である。

④ 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によって生計を営むことができること。

米国の場合には生計要件が帰化の要件とされている。これは、ビザ発給の段階で職業能力等を厳しく審査し、さらに帰化を申請するためには、永住許可を受けてから五年間という居住要件を課しているためではないかと思われる。

⑤ 国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によってその国籍を失うべきこと。

これは二重国籍を禁止する規定だが、米国の移民国籍法では、二重国籍を禁止する規定を置いていない。したがって、米国では、二重国籍が認められることになる⁸⁹。ただし、帰化のための宣誓の内容に、外国への忠誠を放棄・撤回することが盛り込まれている。

⑥ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入したことがないこと。

米国でも憲法遵守が帰化の一般的申請要件とされているが、さらに、憲法秩序を守るため、反政府組織や共産党のメンバーであることが帰化の消極要件として詳細かつ具体的に定められている。

(イ) 日本の帰化制度の問題と課題

以上のように米国の帰化制度と比較すると、日本の帰化制度について次のような問題が明らかとなる。

第一に、日本の帰化制度は、その要件が極めて抽象的で、内容が不明確である。法務省のHPを見ても、帰化については、帰化許可申請の様式が掲載されているだけである。これに対し、日本に入国する外国人を対象とする出入国管理に関しては、ガイドラインを定めたり、同省のHP上で具体的な改正内容を説明したりしているだけでなく、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語及びスペイン語の翻訳版も掲載されている。このことから、外国人を一時的ないし一代限りで（永住許可）受け入れることには積極的だが、日本人として受け入れること（帰化）には、極めて消極的であるという日本政府の外国人受入に対する姿勢が浮かび上がってくる。帰化の実績をみても、二〇一八年度の帰化許可者は九、九四二人となっており、米国の帰化者数の二％にも満たない。その背景には、血統主義を基本とする日本の国籍要件のあり方も関係しているように思われる。

第二に、第一の点と表裏の関係にあるが、帰化には、法務大臣の許可が必要であり、これは自由裁量行為と解されている⁹¹。米国の場合には、移民局の厳しい審査はあるものの、帰化要件が詳細に法定されており、したがって、帰化

が認められなかった場合には、移民不服審査委員会への不服申立て、さらには訴訟が容易となる。これに対し、日本の場合には、帰化の許可要件が極めて抽象的で、許可が法務大臣の大幅な裁量に委ねられていることから、その不許可を訴訟で争うことは極めて困難となる。

第三に、日本の帰化制度では、当事者の宣誓が要件とされていない。当事者の意思が法的に評価されるのは、二重国籍の場合に、日本の国籍を選択し、かつ、外国の国籍を放棄する選択の宣言（国籍法第十四条第二項）のみである。これに対し、米国では、英語力と米国の社会的、政治的な基礎知識があることを前提に国家への忠誠の誓いが帰化要件とされ、フランスでは、「フランス共同体への同化」と「市民憲章」に署名することが帰化要件とされている⁹²。米仏両国ともに、その国の国民になろうとする者の知識・能力と帰化の意思を法的に位置づけ、評価している点が共通している。

以上の問題点は、そのまま日本の帰化制度の課題につながる。人口減少が現実のものとなる中で、政府は、技能実習制度の拡充や特定技能制度の創設による外国人受入政策の拡充を図ってきた。しかし、これらは、特定技能二号を除けば、原則として有期で、かつ、家族の帯同を認めない制度となっており、その背景には、外国人を労働力としてしかみようとしない政府の姿勢が感じられる⁹³。日本に帰化するかどうかは個人の選択の問題だとしても、どのような者であれば日本人として受け入れるのかをより具体的に示すことが、まずは必要である。同時に、帰化制度のあり方として、帰化をしようとする者の知識・能力や帰化の意思を評価する法的仕組みを導入すべきであろう。

さらに、帰化に限定されない課題として、新たな社会的変化への対応がある。米国では、帰化に際しての同性婚やトランスジェンダー婚、さらに妊娠母（代理母）の取扱い方針が明確に示されている。日本の場合には、婚姻は男女間を前提にしており（日本国憲法第二十四条第一項）、一部の自治体では同性のカップルを公的に証明するところも出

てきているもの⁽⁹⁴⁾、法律上、同性婚は「婚姻」とは認められていない⁽⁹⁵⁾。また、生殖補助医療についても法的取組みは進んでおらず、夫婦の精子と卵子を用いて米国で別の女性が妊娠・出産した子について、「その子を懐胎、出産していない女性との間には……母子関係の成立を認めることはできない」とする判例が出されている⁽⁹⁶⁾。この判例は、血統主義を基本とする日本の国籍概念について、血統（遺伝的要素）だけでなく、生物的親であるという生物的要素を付加したことになる。不妊に悩む女性が増える中で、生殖補助医療技術も急速に進歩しており、この判決も述べているように、このような社会の変化に対応できるよう、「立法による速やかな対応が強く望まれる」ところである。

追記

本稿脱稿後の二〇二〇年五月、米国ミネソタ州で、黒人男性が偽二〇ドル札使用の疑いで逮捕される際に白人の警察官に膝で首を圧迫されて死亡する事件が起きた。これを契機に、人種差別に抗議するデモが全米、さらには全世界に広がり、コロナブスや南軍のリー將軍など人種差別主義者とみなされた歴史上の人物像の破壊や撤去も起きている。これらの行動は、黒人やマイノリティに対する法的な平等は保障されても、社会的差別は厳然と存在する社会のあり方に抗議したものであり、これによって、アメリカ社会が、ゴードンの言う受容態度や受容行動の同化、まして市民的同化からはほど遠い実態にあることが明らかとなった。今回の一連の抗議行動が、警察力行使のあり方など体制の一部見直しに止まるのか、アングロ準拠主義自体を問い直すことにまで行き着くのかを注視したい。

注

(一) 江口隆裕「フランスにおける同化主義の意義―国家統合原理としての共和國的価値とその限界―」神奈川法学第50巻第1号(二〇

- 一七年) 1~32頁。
- (2) 江口隆裕「シンガポール共和国憲法と多文化主義—マレーシア連邦憲法の継受と否定—」神奈川法学第49巻第1・2・3合併号(二〇一七年) 1~72頁。
- (3) 「移民」の意義については、江口隆裕「フランスにおける移民政策の展開—マグレブとの関係を中心に—(一)」神奈川法学第46巻第2・3合併号(二〇一四年) 37~38頁参照。
- (4) 『大辞泉(第三版)』(小学館、二〇一三年)。
- (5) Gordon, Milton M. *Assimilation in American Life: The Role of Race, Religion, and National Origins*, Oxford University Press USA, 1964.
- (6) *Ibid.*, p71.
- (7) *Ibid.*, p81.
- (8) *Ibid.*, p85.
- (9) *Ibid.*, pp73-74.
- (10) *Ibid.*, p85.
- (11) *Ibid.*, p88.
- (12) *Ibid.*, pp97-98.
- (13) *Ibid.*, pp99-100.
- (14) 邦語の参考文献として、松井茂記『アメリカ憲法入門(第8版)』(有斐閣、二〇一八年)、松澤幸太郎『近代国家と市民権・市民的権利—米国における市民権・市民的権利の発展—』(信山社、二〇一六年)、坂東雄介『国籍の役割と国民の範囲—アメリカ合衆国における市民権の検討を通じて(1)~(7)』北大法学論集62巻2号(二〇一一年)、4号(二〇一二年)、同63巻2号(二〇一二年)、6号(二〇一三年)、同64巻5号(二〇一四年)、同65巻2号(二〇一四年)、同65巻6号(二〇一五年)。
- (15) Kennedy, John F. *A Nation of Immigrants*, Harper Perennial Modern Classics, 2018. 本書は一九六四年に出版された同名の書の復刻版である。この復刻版には、一九六五年から二〇一八年3月までの米国における移民政策の主な動きも掲載されているので(同書83~95頁)、これも参考にした。
- (16) *Ibid.*, pp.3, 8-9.
- (17) *Ibid.*, p74.

- (8) Act to establish a uniform rule of Naturalization of 1790.
- (19) Act to establish a uniform rule of Naturalization; and to repeal the act heretofore passed on that subject of 1795.
- (20) Alien and Sedition Act 1798 一七九八年六月から七月にかけて成立した以下の二つの法律の総称である。
 ・ Act supplementary to and to amend the act, intitled "An act to establish a uniform rule of Naturalization; and to repeal the act heretofore passed on that subject
 ・ Act concerning Aliens.
 ・ Act respecting Alien Enemies.
- (21) Kennedy, *op. cit.*, p.49.
- (22) USCIS, Policy Manual, Volume 12 - Citizenship and Naturalization, Part A - Citizenship and Naturalization Policies and Procedures, Chapter 1 - Purpose and Background.
<https://www.uscis.gov/policy-manual/volume-12-part-a-chapter-1> (2020. 3. 6 トムヤク).
- (23) Chinese Exclusion Act, 1882 中華排外法 Act to execute certain treaty stipulations relating to Chinese.
- (24) Kennedy, *op. cit.*, pp.51-53, 78.
- (25) USCIS, *op. cit.*
- (26) Kennedy, *op. cit.*, p.79.
- (27) Act to regulate the immigration of aliens to, and the residence of aliens in, the United States of 1917.
- (28) Kennedy, *op. cit.*, pp.53, 80.
- (29) *Ibid.*, pp.79-80.
- (30) Emergency Immigration Restriction Law 1917 Emergency Quota Act, 1921 緊急移民法 Act to limit the immigration of aliens into the United States.
- (31) Kennedy, *op. cit.*, pp.54-55.
- (32) Wikipedia, "Emergency Quota Act", ホトトメスリカチノの報知の長條たふさねじふだ。 [https://en.wikipedia.org/wiki/Emergency_Quota_Act_\(2020.3.6_トムヤク\)](https://en.wikipedia.org/wiki/Emergency_Quota_Act_(2020.3.6_トムヤク)).
- (33) National Origins Act, 1924 国籍法 Act to limit the immigration of aliens into the United States, and for other purposes.
- (34) Kennedy, *op. cit.*, pp 55, 81.

- (35) Asian Exclusion Act. 日米交渉法 Act to limit the immigration of aliens into the United States, and for other purposes.
- (36) Wikipedia, "Immigration Act of 1924". https://en.wikipedia.org/wiki/Immigration_Act_of_1924 (2020. 3. 6 トランプ).
- (37) Kennedy, *op. cit.*, pp 55,81.
- (38) *Ibid.*, p57.
- (39) *Ibid.*, p56.
- (40) Immigration and Nationality Act. 日米交渉法 Act to revise the laws relating to immigration, naturalization, and nationality.
- (41) Kennedy, *op. cit.*, p58.
- (42) Refugee Relief Act. 日米交渉法 Act for the relief of certain refugees, and orphans, and for other purposes.
- (43) Kennedy, *op. cit.*, pp59-60.
- (44) *Ibid.*, p83.
- (45) Wikipedia, "Immigration and Nationality Act of 1965". https://en.wikipedia.org/wiki/Immigration_and_Nationality_Act_of_1965 (2020. 3. 6 トランプ).
- (46) Kennedy, *op. cit.*, pp86-87.
- (47) Wikipedia, "Immigration Act of 1990". https://en.wikipedia.org/wiki/Immigration_Act_of_1990 (2020. 3. 6 トランプ).
- (48) Illegal Immigration Reform and Immigrant Responsibility Act. 日米交渉法 Act making omnibus consolidated appropriations for the fiscal year ending September 30, 1997, and for other purposes.
- (49) Kennedy, *op. cit.*, p87.
- (50) USA PATRIOT Act. 日米交渉法 Act to deter and punish terrorist acts in the United States and around the world, to enhance law enforcement investigatory tools, and for other purposes.
- (51) Kennedy, *op. cit.*, p88.
- (52) Development, Relief, and Education for Alien Minors Act. 法案の題文字を取って DREAM Act と書かれた。
- (53) Deferred Action for Childhood Arrivals. 題文字を取って DACA と書かれた。
- (54) Kennedy, *op. cit.*, p90.
- (55) *Ibid.*, pp92-93.
- (56) The Department of Homeland Security, "Yearbook of Immigration Statistics 2018 ". <https://www.dhs.gov/immigration->

- statistics/yearbook/2018 (2020. 3. 7 トナヤム).
- (57) USCIS, Policy Manual, <https://www.uscis.gov/policy-manual> (2020. 3. 1 トナヤム).
- (58) Office of the Law Revision Counsel, United States Code, Glossary of Terms, <https://www.uscis.gov/sites/default/files/files/article/chapter8.pdf> (2020. 2. 13 トナヤム).
- (59) 合衆国憲法の邦訳については、松井・前掲注(14)及び初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集第4版』(三省堂、二〇一七年)を参考にしたが、必ずしもこれらと同じ文言を用いた訳ではない。
- (60) 植民地時代に渡航費と引き替えに一定期間労働に服するという約束でアメリカに渡ってきた移住者 (indentured servant) をいう『ジーニアス英和辞典』(大修館書店、二〇一七年)。初宿・辻村・前掲注(59)では「年季服役者」の訳語を用いているが、本稿では年季奉公人の訳語を用いた。
- (61) Congressional Research Service, Library of Congress, *The Constitution of the United States of America - Analysis and Interpretation, Centennial Edition*, U. S. Government Publishing Office, 2017, p113.
- (62) Wikipedia, "Naturalization Act of 1790" https://en.wikipedia.org/wiki/Naturalization_Act_of_1790 (2020. 3. 26 トナヤム).
- (63) Congressional Research Service, Library of Congress, *op. cit.*, p386.
- (64) *Ibid.*, p980.
- (65) Scott v. Sandford, 60 U. S. (19 How.) 393 (1857).
- (66) Congressional Research Service, Library of Congress, *op. cit.*, p1825.
- (67) Act to protect all Persons in the United States in their Civil Rights, and furnish the Means of their Vindication of 1866.
- (68) Congressional Research Service, Library of Congress, *op. cit.*, pp1839-1840.
- (69) Electric Code of Federal Regulations § 3165 (a).
- (70) USCIS, Policy Manual, Volume 12 - Citizenship and Naturalization, Part D - General Naturalization Requirements, Chapter 4 - Physical Presence, <https://www.uscis.gov/policy-manual/volume-12-part-d-chapter-4> (2020. 3. 1 トナヤム).
- (71) USCIS, Policy Manual, Volume 12 - Citizenship and Naturalization, Part F - Good Moral Character, <https://www.uscis.gov/policy-manual/volume-12-part-f> (2020. 4. 5 トナヤム).
- (72) USCIS, Policy Manual, Volume 12 - Citizenship and Naturalization, Part E - English and Civics Testing and Exceptions, Chapter 2 - English and Civics Testing, <https://www.uscis.gov/policy-manual/volume-12-part-e-chapter-2#footnote-6> (2020. 3. 1 トナヤム).

- (73) USCIS, Study Materials for the English Test, <https://www.uscis.gov/citizenship/learners/study-test/study-materials-english-test> (2020.3.1 トクヤム).
- (74) USCIS, Study for the Test, Civics Test, https://www.uscis.gov/sites/default/files/USCIS/Office%20of%20Citizenship/Citizenship%20Resource%20Center%20Site/Publications/PDFs/reading_vocab.pdf (2020.3.1 トクヤム).
- (75) USCIS, Policy Manual, Volume 12 - Citizenship and Naturalization, Part E - English and Civics Testing and Exceptions, Chapter 2 - English and Civics Testing, <https://www.uscis.gov/policy-manual/volume-12-part-e-chapter-2#footnote-6> (2020.3.1 トクヤム).
- (76) USCIS, Study for the Test, Civics Test, *op. cit.* 本文の問題は、一〇〇問の中から10問を筆者が適宜抽出した。
- (77) USCIS, Policy Manual, Volume 12 - Citizenship and Naturalization, Part G - Spouses of U. S. Citizens, Chapter 2 - Marriage and Marital Union for Naturalization, <https://www.uscis.gov/policy-manual/volume-12-part-g-chapter-2#footnote-8> (2020.3.1 トクヤム).
- (78) 当該条文は「米国議会の法又は米国の様々な行政当局及び機関の決定、規制、解釈の意味を決定する際に、「結婚」という言葉は、夫と一つの一人の男性と妻と一つの一人の女性の法的結合のみを意味し、「配偶者」という言葉は、夫又は妻である者の反対の性の者のみを指す」と定めらる。
- (79) *United States v. Windsor*, 570 U. S. 744 (2013).
- (80) USCIS, Policy Manual, Volume 12 - Citizenship and Naturalization, Part G - Spouses of U. S. Citizens, Chapter 2 - Marriage and Marital Union for Naturalization, <https://www.uscis.gov/policy-manual/volume-12-part-g-chapter-2#footnote-8> (2020.3.1 トクヤム).
- (81) *Ibid.*
- (82) USCIS, Policy Manual, Volume 12 - Citizenship and Naturalization, Part H - Children of U. S. Citizens, Chapter 2 - Definition of Child and Residence for Citizenship and Naturalization, <https://www.uscis.gov/policy-manual/volume-12-part-h-chapter-2#footnote-24> (2020.3.3 トクヤム).
- (83) *Ibid.*
- (84) Kennedy, *op. cit.*, pp12, 14.
- (85) Gordon, *op. cit.*, p107.
- (86) Parker, Kunal M. *Making Foreigners: Immigration and Citizenship Law in America, 1600-2000* (New Histories of American Law), Cambridge University Press, 2015.
- (87) 江口・前掲注(3) 46—47頁参照。ルッビは、生地主義か血統主義かという観点から日本の国籍取得要件を検討した。

- (88) 成人年齢を引き下げる二〇一八年の民法改正(平成30年法律第59号)により、二〇二二年四月から二十歳が十八歳に改められる。
- (89) 在日米国外大使館・領事館H.P.「二重国籍」参照。 <https://jp.usembassy.gov/ja/us-citizen-services/ja/citizenship-services/ja/dual-nationality-ja/> (2020.4.6アクセス)。
- (90) 江口・前掲注(3) 46—47頁参照。
- (91) 江川英文、山田鎌一、早田芳朗『逐条註解 国籍法(第三版)』(有斐閣、一九九七年) 70頁。判例は、旧出入国管理令に基づく在留期間の延長についてすら、法務大臣の広範な裁量権を認めている(マクリーン事件最高裁判決(最大判昭和53年10月4日、民集第32巻7号一二二三頁))。
- (92) 江口・前掲注(1) 10—12頁及び17—18頁。
- (93) 江口隆裕「歪んだ移民大国ニッポン」週刊社会保障 No.二九八六(二〇一八年) 26—27頁。
- (94) 例えば、東京都渋谷区では、二〇一五年十一月から、渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例に基づき同性のカップルに「パートナーシップ証明書」を交付している。
- (95) 同性のカップルについて、内縁関係に準じた法的保護に値する利益を認めたと下級審判例がある(宇都宮地真岡支部判決令和元年9月18日、最高裁判所裁判例検索(2020.4.9アクセス))。
- (96) これは、日本人の夫婦が米国ネバダ州に住む夫婦との間で「代理出産契約」を結び、その結果生まれた子について、日本で出生届を提出したところ、品川区長が出生届を受理しなかったため、当該夫婦が出生届の受理を命じることを求める申立をしたという事案である。ネバダ州裁判所は日本人夫婦が子の「血縁上及び法律上の実父母」であることを確認したが、最高裁判所は、「民法が実親子関係を認めていない者の間にその成立を認める内容の外国裁判所の裁判は、我が国の法秩序の基本原則ないし基本理念と相いれないものであり、民訴法百十八条三号にいう公の秩序に反する」として、実親子関係の存在を否定した(最二小決定平成十九年三月二十三日、民集六一巻二号六一九頁)。